体育館照明料徴収の取扱いについて

埼玉県立所沢特別支援学校

1　徴収方法等について

1か月ごとに、利用時間に応じた金額の納入通知書兼領収書を各利用団体に発行します。
各利用団体が、県指定金融機関等にて振り込みます。

2 徴収手続きに関して

（1）登録した団体が、利用申請をする際に、照明使用希望がある場合は開放施設利用許可申請書に記入します。なお、照明使用希望時間は**30分単位**で記入できます。

（2）学校が、団体に利用を許可する際に、照明使用を許可します。

（3）団体が利用した際に管理指導員が、照明使用時間を管理指導日誌（様式第10号）に記入します。その際、1回の利用につき30分未満の時間は切り上げ、30分単位で記入します。

（4）学校は、管理指導日誌から、1か月の照明使用時間（30分単位）を合計し、各学校体育施設の納入額に、1か月の照明使用時間を乗じた額を算出し、納入通知書兼領収書を各団体へ郵送します。

（5）各団体が、納入期限までに埼玉県指定金融機関等（銀行等）にて納入します。

3　照明料

所沢特別支援学校の1時間あたりの納入金額　　体育館　　**250円**